

佐渡市いじめ防止基本方針

(子) 「いじめダメ」
言ってるだけじゃ
変わらない
(親) 笑顔で声がけ
今日から私も
三年親子

(子) にこと
やさしく話す
ともだちと
(親) あしたもなかよく
できるといいね
二年親子

(子) ぶらんこを
ゆずってくれて
うれしいな
(親) わすれないでね
うれしいきもち
一年親子

(子) 笑顔はね
いじめがなければ
あふれるよ
(親) 気付いてあげて
心の涙
六年親子

(子) いじめなし
仲よくしようよ
みんなでき
(親) くもり顔より
にっこり笑顔
五年親子

(子) なかなおり
みんないっしょに
気持ちよく
(親) ごめんね言えば
笑顔になるね
四年親子

いじめ見逃しゼロ親子短歌（相川小学校だより 8 号、令和 3 年 11 月 2 日より）

令和 4 年 4 月（改定）

佐渡市・佐渡市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 定義	2
(1) いじめの定義	2
(2) いじめ類似行為の定義	3
3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項	4
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処	6
(4) 家庭や地域等との連携	6
(5) 関係機関との連携	7
第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策	7
1 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置	7
2 佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会の設置	7
3 佐渡市いじめ問題調査委員会の設置	8
4 市及び市教育委員会の施策	8
(1) いじめの防止等の対策	8
(2) 専門機関等の活用・連携	8
(3) 教職員の資質能力の向上のための研修の実施	9
(4) インターネットによるいじめの防止に向けた取組の推進	9
(5) 啓発活動や相談窓口の周知	9
(6) 学校間における連携協力体制の整備	10
(7) 学校のいじめの防止等の取組の点検	10
(8) 学校評価や教員評価における取組状況の点検と的確な指導・助言	10
(9) いじめに対する措置及び重大事態への対処	10

第3	学校が実施すべき施策	11
1	学校いじめ防止基本方針の策定	11
(1)	学校基本方針を定める意義	11
(2)	学校基本方針の内容	11
(3)	学校基本方針の策定上の留意事項	11
2	いじめの防止対策等のための組織の設置	12
(1)	校内対策委員会として想定される役割	12
(2)	校内対策委員会の運営上の留意事項	13
(3)	校内対策委員会への報告と記録の保存	13
3	いじめの防止等に関する措置	13
(1)	いじめの防止	13
(2)	いじめの早期発見	14
(3)	いじめへの対処	15
(4)	関係機関との連携	16
(5)	インターネットによるいじめへの対策	16
(6)	家庭、地域との組織的な連携・協働	17
第4	重大事態への対処	17
1	市教育委員会又は学校による調査	17
(1)	重大事態	18
(2)	重大事態の調査	19
(3)	調査結果の提供	20
(4)	重大事態への対処の留意事項	21
2	市長による再調査及び措置	22
(1)	調査委員会が行う調査及び報告	22
(2)	再調査の結果を踏まえた措置等	22
第5	市基本方針の見直し	22

はじめに

いじめは、人権を脅かすものであり、決して許されるものではない。佐渡市の未来を担う子どもたちが、安心して健やかに成長できる社会をつくるために、市内の学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組まなければならない。

本市においては、「教育大綱」と「教育振興基本計画」を令和2年度に改訂した。基本理念を、『明日の佐渡を創る人、世界と共に生きる人の育成 ～一人一人の自己実現を目指した教育の推進～』とし、以下3点を基本方針とした。

- 1 佐渡を知り、愛し、誇りとし、社会的自立を目指す人づくりの推進
- 2 生涯学び活躍できる環境づくりの推進
- 3 家庭・地域の教育力の充実

これらは、どの子ども喜んで登校できる学校、いじめを見逃さない誰にとっても安全で安心な学校において実現される。

しかし、いじめが存在するのも事実である。そこで、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、平成26年10月に「佐渡市いじめ防止基本方針」を制定した。

以降、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）を策定した。

県も「新潟県いじめ等の対策に関する条例」（令和2年12月公布）の制定、「新潟県いじめ基本方針」の2度の改訂（平成30年2月、令和3年7月）を行った。

これら国、県の方針等を参酌するとともに、佐渡市の地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防止等のための対策をさらに進めるため、本市の基本方針を改定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備等、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

また、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、家庭、地域、地域住民、関係機関等が連携して、迅速・適切に対処し、児童生徒が安心して生活できる状況を取り戻すために力を尽くさなければならない。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「県条例」という。）では、「いじめ類似行為」（後述）についても防止等の対策を推進するものとされていることから、佐渡市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応についても同様に取り扱うものとする。

2 定義

（1）いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

このいじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと（「ズボン下ろし」含む）、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（2）いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

具体的ないじめ類似行為の例は、以下のようなものがある。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など。

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ等対策委員会（以下「校内対策委員会」という。）等において判断する。その際、「けんか」、「いじり」、「ふざけ」、「遊び」等の表出した言動の中に、いじめの被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、校内対策委員会（「第3 学校が実施すべき施策 2」に詳述）へ報告し、情報を共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察署に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。いじめの早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように迅速かつ適切に対応することが重要である。

(1) いじめの防止

児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また、「特別の教科道徳」（平成 29 年文部科学省告示）の「児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する」ことにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、次のような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構えなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、児童生徒がいじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談できるよう指導する。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因について保護者と情報共有しながら改善を図り、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。

エ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域、関係機関等と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。児童生徒や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

その際、法第 16 条を踏まえ、児童生徒に対する定期的な調査の実施、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備、さらには家庭、地域社会等と連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒やいじめの疑いを知らせてきた児童生徒に、力強く「安全確保」を宣言する。いじめを行ったとされる児童生徒に対して加害と決めつけずに事情を確認した上で、関係する全ての児童生徒に対しても予断をもたない丁寧な指導等、組織的に行う。その際、児童生徒の悩みをじっくり聞ける場の設定が大切である。児童生徒の気持ちが言語化するまでの時間を十分にとり、その間は黙って待つ。すべての言葉は批判や否定をすることなく、いったんはやさしく受けとめるといった「聴く技術」を心がけることがきわめて有用である。

また学校は、市教育委員会から毎年度始めに提示する「佐渡市いじめ対応フロー図」（＊１）に基づき、いじめの認知を市教育委員会に直ちに報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家の活用について相談する等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校とＰＴＡや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図る。

家庭においては、法第９条及び県条例第８条に規定する保護者の責務（「いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する」「学校の講ずるいじめ等の対策に協力する」）等を踏まえ、児童生徒がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導を行うよう努めることが大切である。

学校においては、いじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域等においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策

1 佐渡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づくいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、佐渡市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）を設置する。

市連絡協議会の主な機能については、以下のとおりである。

- いじめの防止等に係る関係機関等相互の連絡調整
- いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況に関する情報共有
- いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議及び相談窓口等の周知 等

2 佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会の設置

市教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づく組織として、佐渡市いじめ防止対策等に関する委員会（以下「市対策委員会」という。）を設置する。

市対策委員会は、公平性・中立性を確保し、より実効的に行うため、いじめ問題及び青少年の健全育成分野の専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、次に掲げる役割を担う。

- 市教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整する。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

（重大事態への対処については「第4 重大事態への対処」に詳述）

3 佐渡市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第2項の規定に基づく組織として、佐渡市いじめ問題調査委員会（以下「市調査委員会」という。）を設置する。

調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第30条第2項の規定に基づく調査を行う。

4 市及び市教育委員会の施策

市教育委員会は、本市におけるいじめの防止等のための対策として、「第3 学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する学校の取組について、指導・助言を行うとともに、市及び市教育委員会においては、以下の施策を行う。

(1) いじめの防止等の対策

- ア いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるよう指導及び支援を行う。
- イ 定期的に指導主事が学校訪問を実施するなどして、学校の現状を具体的に把握し、適切な指導及び支援を行う。
- ウ いじめに関して重大事態が発生した場合、指導主事を当該学校に派遣するなど、解決に向けた取組を支援する。

(2) 専門機関の活用・連携

- ア 「佐渡市青少年問題協議会」「佐渡市子ども若者相談センター」「佐渡市PTA連合会」等と連携し、社会全体でいじめの問題を協議するなど組織的に協働する体制を確保する。

また、心理や福祉の専門的知識を有する県配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを活用するとともに、医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ各機関に協力要請を行う。

さらに、いじめの防止等の対策を適切に行うため、市連絡協議会及び市対策委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

- 佐渡市小・中学校・警察等連絡協議会

児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や市教育委員会と警察が情報交換や行動連携を図るための組織。

○ 深めよう 絆 にいがた県民会議

いじめの防止等に県民全体で取り組む気運を高めるため、マスメディアや青少年健全育成団体、企業等が広報・啓発活動を行う「いじめ見逃しゼロ県民運動」の推進母体。

イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署等に相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、さらに関係機関と連携して適切に対処する。

(3) 教職員の資質能力の向上のための研修の実施

ア 全ての教職員が法及び県条例、市基本方針の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ 校内研修の講師として必要に応じて指導主事等の派遣を行う。

(4) インターネットによるいじめの防止に向けた取組の推進

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用できる能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発活動を行う。

イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関と連携の下、適切に対処できるよう教職員研修会を実施するなど、インターネットによるいじめについての対策を講ずる。

(5) 啓発活動や相談窓口の周知

ア いじめを防止することの重要性や、佐渡市のいじめの問題の現状を市報や市教育委員会の広報誌等を通して啓発する。

イ 学校への「心の教室相談員」「不登校訪問指導員」の配置、「あおぞらホットライン」等の相談窓口設置について児童生徒、保護者及び市内の関係者に周知徹底する。

ウ 法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制

を充実させる。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめの防止や解決のために、学校を超えた関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導等が適切に行うことができるよう、学校間の連携協力体制づくりのために調整機能を果たす。

(7) 学校のいじめの防止等の取組の点検

各学校において策定される「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、教育相談等が確実に実施されるよう点検・指導をする。

(8) 学校評価や教員評価における取組状況の点検と的確な指導・助言

学校評価や教員評価においていじめの問題を取り扱った場合、数値だけで把握するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう指導・助言を行う。

(9) いじめに対する措置及び重大事態への対処

ア 法第 23 条第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。学校におけるこの調査については、必要に応じ市対策委員会を活用する。

イ いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

ウ 市対策委員会で調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。

エ 学校が行う調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

第3 学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は以下の内容等を踏まえて、当該学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する学校基本方針を定める。

(1) 学校基本方針を定める意義

- ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じた校内対策委員会の活動を具体的に定める。
- イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むよう努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 「生徒指導研修資料」(*)を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

* 県教育委員会作成のケーススタディー用の事例資料

(3) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取

り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に宣言し、説明を加えるとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を校内対策委員会を中心に評価し、PDCAサイクルを盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

2 いじめの防止対策等のための組織の設置

学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員（＊）に加えて、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の校内対策委員会を置く。

また、校内対策委員会は対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラーに加え、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医師、教員OB・警察官経験者など外部専門家の参加・協力を仰ぎ、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

＊「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。

（１）校内対策委員会として想定される役割

ア いじめの未然防止のため、児童生徒が互いを認め合う関係性・いじめを許さない環境を構築する。

イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のため相談・通報の窓口となる。

エ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催

し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

（２）校内対策委員会の運営上の留意事項

ア 校内対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が行う。

イ 校長は校内対策委員会を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。

また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

（３）校内対策委員会への報告と記録の保存

校内対策委員会が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに報告・相談する。校内対策委員会に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は５年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

３ いじめの防止等に関する措置

学校は、国の「いじめ防止等に関する基本的な方針」の別添２等を参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。

（１）いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての児童生徒を対象に行う。

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活

動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。

ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。

エ 「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、いじめを見逃さない意識の醸成に努める。

オ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を図る。

カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。

キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で校内対策委員会への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもった的確に関わり、積極的な認知に努める。

また、いじめ認知ゼロの学校は、学校だより等の公表で認知漏れがない

かを定期的に検証する。

イ 児童生徒が自らＳＯＳを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを気兼ねなく連絡し合う等連携に努める。

エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。

オ 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び市教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

(3) いじめへの対処

ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校内対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒に、力強く「安全確保」を宣言することから始める。

イ いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめの事実を本人がどうとらえているかを、じっくり傾聴する。専門的知識に基づいて加害者の心理的背景を確認できることがいじめの解決には最も重要なポイントである。また、「今後いじめをしないためにはどうしたらいいか」、「謝罪の気持ちを伝えるにはどうしたらいいか」等、自らの言葉での表現を促す指導を行う。

ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。また、被害、加害児童生徒の保護者間の相互理解に努め、いじめ解消に向かう環境を整える。加害児童生徒の人格を否定せ

ず、言動面の改善を粘り強く指導し、相互信頼の回復に努める。

エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。校内対策委員会において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で校内対策委員会において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

（４）関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校運営協議会」「学校警察等連絡協議会」「青少年健全育成協議会」「佐渡市PTA連合会」、「深めよう 絆 にいがた県民会議」等との連携を推進する。

（５）インターネットによるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害

を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。その際、インターネットを通じて送信される情報の特性等について理解を深めるよう努める。

また、教職員はアンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における児童生徒の様子を注視する。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対応をする。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

イ 学校運営協議会等へ、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。また、民生委員・児童委員や地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第4 重大事態への対応

1 市教育委員会又は学校による調査

重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」、「新潟県いじめ防止基本方針（令和3年7

月改訂)」及び市基本方針により適切に対応する。

また、市教育委員会から毎年度始めに提示する「佐渡市いじめ重大事態対応フロー図」（※２）を参考とする。

（１） 重大事態

ア 重大事態の意味

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめにより 2 日連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、重大事態につながるおそれと捉え、速やかに調査に着手する。

- ③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長に報告する。市教育委員会はその旨を市対策委員会に報告する。

（２）重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は学校が行う。詳細調査は、市対策委員会又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを市教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、被害児童生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

ア 基本調査及び報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、市教育委員会に報告する。
- ② 基本調査に当たっては、以下の事項に留意する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先して行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合）

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

イ 市対策委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 市教育委員会は、市対策委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。
- ② 市対策委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を市教育委員会に報告する。
- ③ 市教育委員会は、市対策委員会による調査結果を市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

ウ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

- ① 市教育委員会は、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。
- ② 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ③ 学校は、調査結果を市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、市教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

（３）調査結果の提供

市教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。

ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明

する。

- イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。

（４）重大事態への対処の留意事項

市教育委員会又は学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

- ア 市教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。
- イ 市教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。
- ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において市教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。
- エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、市教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、市教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。
- オ 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、市教育委員会及び学校は、調査方法を工夫しながら可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。
- カ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウン

セラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

2 市長による再調査及び措置

(1) 調査委員会が行う調査及び報告

いじめに対する重大事態についての調査の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を市調査委員会において調査（以下「再調査」という。）する。

市調査委員会は、再調査の結果を市長に報告する。その際には、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。

なお、再調査についても、基本調査と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責務があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

第5 市基本方針の見直し

市及び市教育委員会は、市基本方針を必要に応じて見直していくものとする。また、国・県の動向等を勘案して点検を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。